

		令和2年度分の市民税・県民税の申告期限の延長について	
申告期限	従来	延長後	新型コロナウイルス感染症
申告場所（会場）	3月16日（月） 2月17日（月）～ 3月16日（月）の期間 市役所2階 大会議室 ※土・日・祝日は除く ※受付時間 9:00～16:00	4月16日（木） 3月17日（火）～ 4月16日（木）の期間 市役所税務課（窓口⑨） ※土・日・祝日は除く ※受付時間 8:30～17:15	度分の市民税・県民税の申告期限を次のとおり延長します。

**延長後の申告期限及び申告場所について（左表）**

申告期限延長とともに  
市民税・県民税の  
課税への影響について

3月17日以降に確定申告書又は市民税・県民税の申告書を提出された方については、当初納税通知書に間に合わない場合があります。

この場合は、後日課税又は税額の変更を行い、通知書をお送りしますので、ご了承ください。

**申告書の郵送での提出について**

市民税・県民税の申告書は、郵送でも提出することができます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での提出を推奨いたします。郵送では、左記問合せ先までご連絡ください。

※郵送での提出をご希望される方で、市民税・県民税の申告用紙をお持ちでない方は、左記問合せ先までご連絡ください。

問合せ先 税務課市民税係  
(窓口⑨) ☎ 222218

3月29日（日）～4月3日（金）  
市民保健課市民係窓口の受付  
時間を延長します

法律相談をご利用ください

3月下旬から4月初旬における窓口の混雑緩和のため、下記の6日間、市民保健課市民係窓口の受付時間延長・休日受付を行います。

※マイナンバーカードの交付も行います。

問合せ先 市民保健課市民係  
(窓口②) ☎ 222215

ンティア「下田市いきいきサポート」を募集しています。  
対象 市内在住の方  
※年齢、性別は問いません。  
活動内容 特定健診・がん検診のPRや当日の協力、禁煙・歯予防教室（幼稚園・保育所・認定こども園）の協力、ふれあい広場等での健康増進PR、講演会協力、講演会聴講等の自己学習

※可能な範囲でのサポートをお願いしています。  
P.R.、講演会協力、講演会聴講等の自己学習  
※電話による相談は行っておりません。  
※相談は原則として予約制です。予約状況はお問い合わせください。  
※相談は原則として予約制です。予約状況はお問い合わせください。  
※電話による相談は行っておりません。  
※電話による相談は行っておりません。

※可能な範囲でのサポートをお願いしています。  
P.R.、講演会協力、講演会聴講等の自己学習  
※電話による相談は行っておりません。

直近の相談日  
4月8日（水）、5月12日（水）  
問合せ先 市民保健課市民係  
(窓口②) ☎ 222215

下田市いきいきサポーターを募集します

市では、健康づくりの取組を一緒に進めていただくボラ

問合せ先 税務課収納係  
(窓口⑦) ☎ 222218

市税等の納め忘れはありますか？

市税等の納め忘れはありますか？